

戦争は最大の人権侵害

人権とは、誰もが生まれながらにもつ、自分らしく幸せに生きる権利のことです。人権侵害とは、その権利が奪われたり、侵されることです。

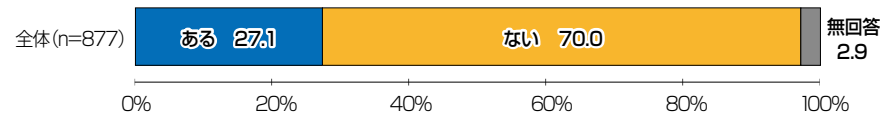
2022年に行った本市の人権に関する市民意識調査では、27.1%の人が人権侵害にあった経験があると回答しています。更に、その内容は、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」「パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス」を挙げた人の割合が高くなっています。

人権侵害の内容は、プライバシーを本人の許可なく暴露されることや虐待されることなど、この設問の項目に挙げたものだけにとどまりません。現在、世界では民族や宗教間の対立による紛争や戦争が起きています。紛争や戦争では、人々の様々な権利が制約されたり、否定されたりします。基本的な人権の一つである「生きる権利」が、無条件に脅かされたり、奪われたりします。「戦争は最大の人権侵害」と言われるゆえんです。

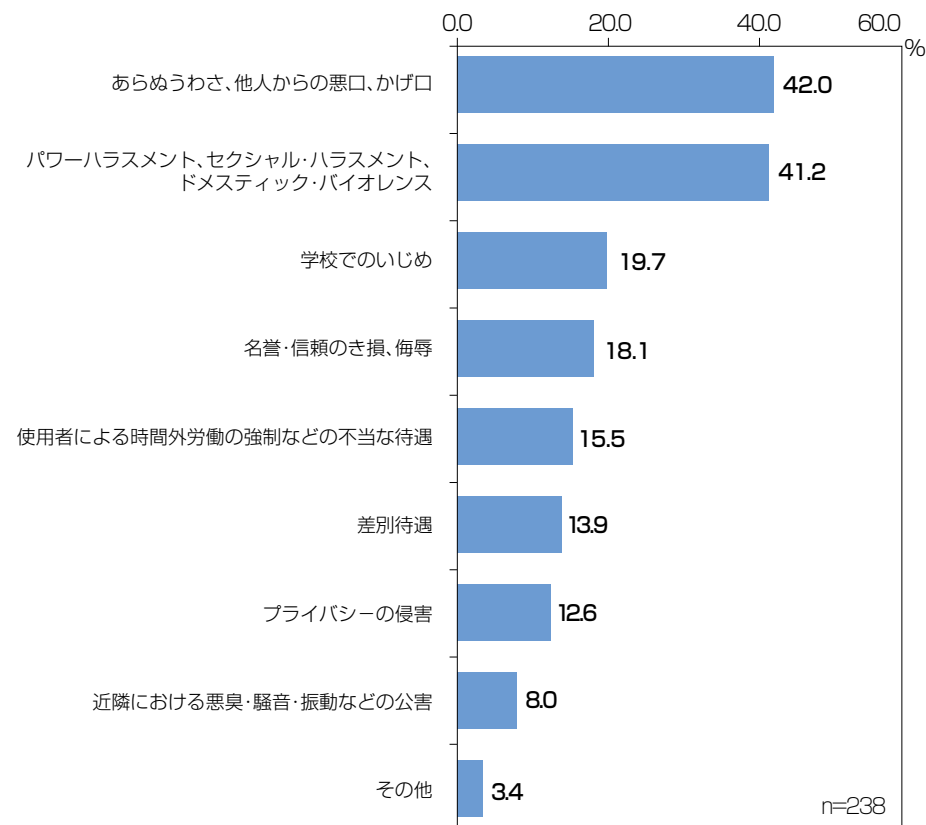
ロシアのウクライナに対する戦争は今も続いています。この戦争に対して国連人権高等弁務官は、人権侵害が「恐ろしいほど日常化」しており、ウクライナでは「国中で人々が大規模な苦しみや喪失、はく奪、破壊に直面している」と語っています。

太平洋戦争終戦から79年を迎える今、日本では戦争体験者が少なくなり、私たちが戦争の実体験を耳にする機会も減っています。私たちができることは、戦争が行われていることを当事者意識をもって知り、関心をもつこと、そして最大の人権侵害を生み出す戦争を許さないと声をあげることでないでしょうか。

◆人権を侵害された経験の有無



◆人権が侵害されたと思う具体的な内容(複数回答)



(掲載グラフは2022年8～9月宇土市人権に関する市民意識調査より抜粋。n=238:調査回答数238票をもとに割合を算出しています。)

国民保険料について



よくある質問

○国民年金保険料を納めなかった期間がありますが、納付期限はありますか？

国民年金保険料は、納付期限から2年以内であれば収めることができます。納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。納められなかった期間は、「未納」として扱われ、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときの「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

○必ず2年以内に納めなければならないのですか？

国民年金第一号被保険者は、毎月定額の保険料(令和6年度16,980円)を納めていただく必要があります。収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しい人は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を活用ください。学生の方は、「学生納付特例制度」を活用ください。

現在、令和6年度分免除申請を年金事務所・市役所で受け付けています。

この制度は、申請日から2年1か月さかのぼることができます。

ご自身の年金の記録や未納の期間などの詳細は、ねんきんネットで確認することができますので活用ください。

免除・猶予期間がある人へ「追納制度」を活用ください！

過去に国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であればさかのぼって追納することができます。

支払いは原則古い期間の保険料から納めていただくことになります。



また、以下に該当される場合は追納ができませんのでご注意ください。

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない人
- ②老齢基礎年金を受けられる人

免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納をご希望の場合は、早めの手続きをお勧めします。詳しい内容・追納の金額などについては熊本東年金事務所へお尋ねください。申請は市役所でも受け付けています。